



2024年度運営基準改定案 福祉用具選択制義務化



社会保障審議会介護給付費分科会は厚生労働大臣に、2024年度運営基準改定案を答申しました。今回の大きな変更点として福祉用具の貸与と販売の選択制導入とその対応義務があります。選択制導入にあたり、利用者の安全性が損なわれる懸念があったことから(※1)、①福祉用具に関する事故情報のインターネット公表②福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し③福祉用具選定判断基準の見直し、自治体点検マニュアル作成などの対応を進める方針が示されました。

(※1)2023年11月8日介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会取り纏めより

貸与と販売の選択制対象となる福祉用具

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高いものを対象とする。



- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)



- 単点杖(松葉づえを除く)
- 多点杖



貸与と販売の選択制に係る福祉用具貸与・特定販売事業者の義務

説明
提案

利用者への説明と提案(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売共通
・選択制の対象となる福祉用具について、福祉用具専門相談員が「貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できること」を利用者に対し十分説明すること。
・利用者の選択にあたり必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体的状況等をふまえて提案すること。



記録
交付

モニタリング結果の記録および介護支援専門員への交付福祉用具貸与
・福祉用具専門相談員がモニタリングの結果を記録し介護支援専門員に交付する。



貸与
継続

選択制対象福祉用具貸与後の貸与継続の必要性検討(介護予防)福祉用具貸与
・選択制の対象となる福祉用具を貸与する場合、福祉用具専門相談員が利用開始後6ヵ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。

達成
確認

選択制対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認特定(介護予防)福祉用具販売
・選択制の対象となる福祉用具の販売にあたっては、福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認する。

目標達成!

メンテ
ナンス

選択制対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス特定(介護予防)福祉用具販売
・選択制の対象となる福祉用具の販売にあたっては、福祉用具専門相談員が利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は使用法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努める。





薬剤師に相談を 錠剤嚥下障害の対策



ケア・ライフ・デザイン
きらみさお
代表 吉良 操

薬を飲み込みにくい状態は錠剤嚥下障害と呼ばれます。胃腸に届くタイミングで有効成分が溶け出すよう設計されており、のどや食道に薬が止まると投薬効果が出ない場合や粘膜を痛めることもあり、飲みにくさから服薬をやめたりすることもあります。

下記チェックで2点以上をつけた項目が一つでもあるときは、我流で判断せず薬剤師に相談し薬の変更や飲み方、飲む姿勢等についての指導も必要となります。

錠剤嚥下障害 チェック	頻 度					判 定
	なし	ほと ない んど	時 々	頻 繁	毎 回	
錠剤がのどにつかえる	0	1	2	3	4	
錠剤が胸の辺りにつかえる	0	1	2	3	4	
錠剤をのむことに怖さを感じる	0	1	2	3	4	
錠剤をのむのが難しく 必要な薬をすべて飲み きれない	0	1	2	3	4	
粉碎したり包むなど 何かしら調整しないと 錠剤をのめない	0	1	2	3	4	
判 定 結 果	正常 軽度～中等度 中等度～重度	判定合計 6点未満 判定合計 6点～11点 判定合計 12点以上			判定 合計	

PII 1-5(日本語版)アセスメントツール(ノートリー)を基に作成



■ 昭和大学医学部 やさしい投薬を目指して
<https://www10.showa-u.ac.jp/~biopharm/kurata/problem/>

高齢者虐待防止
義務化!

医療・介護現場 における

10の対応事例



2024年2月16日(金)

15:00～16:30

無料 GREEN CARE FORUM Online



きぬせん福祉用具研究会

千葉県船橋市海神四丁目9-18

連絡先：047-433-1012 FAX：047-433-1034

mail：info@kinusen.net URL：https://kinusen.net

